別表六の二（七）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2

「(5)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る当期税額控除額（((5)－(6))と別表六の二(七)「7」のうち少ない金額）」	(7)　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が平成31年４月１日以後に開始する連結事業年度である場合にのみ記載すること。